

講演要旨纏め

演 題 化学物質管理政策の概要について

講演者 独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター 所長 辻 信一氏

【Ⅰ 国際的動向】

1. 国際化学物質管理戦略 (SAICM)

1992年に国連環境開発会議にて化学物質管理を規定 (アジェンダ 21 の第 19 章)。更に具体的な内容が 2002 年持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD) で協議され、2020 年までに全ての化学物質に関する人の健康や環境への影響を最小化することで合意。2006 年に第 1 回国際化学物質管理会議 (ICCM) で国際化学物質管理戦略 (SAICM) を採択。

2. 残留有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)

内容は環境残留性、生物蓄積性、毒性、長距離移動性を有する「残留性有機汚染物質」の製造・使用の禁止、制限する条約であり、対象物質として PCB など 12 物質が規制。

3. 有害化学物質に関する事前通報・同意手続きに関するロッテルダム条約 (PIC 条約)

この条約は特定の有害化学物質を輸出する際に、事前に輸出国に有害性情報を通知する制度を創設。対象物質は PCB, DDT など 39 物質が規制。発効は 2004 年。

4. 化学品の分類と表示に関する世界調和システム (GHS)

国連経済社会理事会において決議された、化学品の危険有害性の種類と程度による分類、ラベル表示、安全性データシートに関する世界統一ルール。国際的な条約とは異なり各国で対応。実施時期については WSSD で 2008 年が実施目標年と決議されている。

5. OECD における化学物質管理の取り組み

新規化学物質をめぐる動向・・・化学物質の安全性に関する試験方法の標準化
既存化学物質をめぐる動向・・・高生産量化学物質の安全性について公表

6. 米国の動向

1)有害物質規制法(TSCA)による化学物質管理 [1976年有害物質規制法成立、77年施行]
既存化学物質と新規化学物質に分け、後者に関して製造輸入前の事前届出を義務付け、審査制度を有する。また、製造、輸入が開始された化学物質は既存化学物質名簿 (TSCA インベントリー) に記載される。記載化学物質が固定されている日本の制度と異なる。

2)HPV チャレンジプログラム 対象となる化学物質の製造者、輸入者が当該物質に関する有害性情報 (OECD のプログラムと同様の項目) を収集し、米国環境保護庁に提出。

7. EU の動向

1)沿革, 2)REACH の概要 以前、新規物質に対しては、販売前に安全性試験が必要。既存化学物質には人の健康・環境影響に関する情報を収集する制度であった。⇒新規、既存化学物質を同一に扱いその安全性情報を収集する制度に (REACH)。特徴として物質固有の危険性だけでなく、人がその危険物質にどれだけ曝されるのかも加味。

3)REACH 施行後の動向 2008 年 6 月～12 月予備登録。2008 年 6 月登録開始。

【Ⅱ わが国の化学物質管理政策の動向】

1. 化学物質審査規制法の施行状況

1)新規化学物質の動向 平成 15 年改正後、届出件数は増加傾向。約半数は年間製造・輸入量 10 トン以下の低生産物質 (少量多品種が影響)。また、約 70%は高分子化合物。

2)既存化学物質の動向 事前審査対象外であった化審法制定以前の物質についても点検。平成 17 年 6 月から産業界と国が協力して既存化学物質の安全性情報を収集、発信。

2. 化学物質審査規制法の見直し (具体案)

1)製造、輸入量の届出制度の創設 10 トン以上の製造、輸入数量の届出を義務化。

2)3 段階リスク評価制度の創設 スクリーニング評価→1 次リスク評価→2 次リスク評価